

第 1 回

岩手中部水道企業団議会定例会 会 議 録

平成 26 年 2 月 6 日 開会

平成 26 年 2 月 6 日 閉会

岩手中部水道企業団

第1回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成26年2月6日 (木曜日) 午後3時10分

2 閉会 平成26年2月6日 (木曜日) 午後5時03分

3 議事日程

日時 平成26年2月6日 (木曜日) 午後3時10分開議

場所 北上市役所江釣子庁舎3階 議場

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 副議長の選挙

第7 発議案第1号 岩手中部水道企業団議会会議規則の制定について

第8 一般質問

第9 議案第1号 岩手中部水道企業団公告式条例の専決処分について

第10 議案第2号 岩手中部水道企業団議会定例会条例の専決処分について

第11 議案第3号 岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例

第12 議案第4号 岩手中部水道企業団の休日に関する条例

第13 議案第5号 岩手中部水道企業団監査委員条例

第14 議案第6号 岩手中部水道企業団情報公開条例

第15 議案第7号 岩手中部水道企業団個人情報保護条例

第16 議案第8号 岩手中部水道企業団職員定数条例

第17 議案第9号 岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例

第18 議案第10号 岩手中部水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

第19 議案第11号 岩手中部水道企業団職員の休職の事由に関する条例

第20 議案第12号 岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例

第21 議案第13号 岩手中部水道企業団職員の再任用条例

第22 議案第14号 岩手中部水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

第23 議案第15号 岩手中部水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例

- 第24 議案第16号 岩手中部水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 第25 議案第17号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例
- 第26 議案第18号 岩手中部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償条例
- 第27 議案第19号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第28 議案第20号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 第29 議案第21号 岩手中部水道企業団長期継続契約条例
- 第30 議案第22号 岩手中部水道企業団行政財産使用料条例
- 第31 議案第23号 岩手中部水道企業団職員互助会に関する条例
- 第32 議案第24号 岩手中部水道企業団給水条例
- 第33 議案第25号 平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算
- 第34 議案第26号 岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し議決を求める
ことについて
- 第35 議案第27号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について
- 第36 議案第28号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員（12名）

1 番 高 橋 勤君	2 番 若 柳 良 明君
3 番 武 田 勝君	4 番 星 敦 子君
5 番 松 田 昇君	6 番 小 原 茂 明君
7 番 大 原 健君	8 番 及 川 誠君
9 番 高 橋 進君	1 0 番 北 條 喜久男君
1 1 番 鈴 木 健二郎君	1 2 番 星 俊 和君

6 欠席議員（なし）

7 会議録署名議員

1 番 高 橋 勤君	2 番 若 柳 良 明君
------------	--------------

8 事務局職員出席者

岩手中部水道企業団 事務局 長	平 野 昌 幸君
岩手中部水道企業団主幹	高 橋 卓 也君

岩手中部水道企業団主幹	高 橋 誠 雄君
岩手中部広域水道企業団 事 務 局 次 長	小田島 久 幸君
岩手中部広域水道企業団 庶務係長兼財務係長	佐 藤 三千代君
岩手中部広域水道企業団 施 設 係 長	佐 藤 清 基君
岩手中部広域水道企業団 浄 水 係 長	八重樫 和 博君
岩手中部広域水道企業団 水 質 係 長	林 崎 伸 師君
水道広域化統合準備室 総 務 財 務 班 長	小 原 仁君
水道広域化統合準備室 給水工務班上席主任	齊 藤 克 夫君
水道広域化統合準備室 総 務 財 務 班 主 任	小 原 太 吉君
岩手中部広域水道企業団 主 任	小 原 努君

8 説明のため出席した者

企 業 長	高 橋 敏 彦君
副 企 業 長	上 田 東 一君
〃	藤 原 孝君
〃	及 川 義 明君

9 構成市町出席者

北上市上下水道部長	菊 池 明 彦君
花巻市上下水道部長	神 山 芳 武君
紫波町水道事業所長	佐 藤 證君
北上市上下水道部 上 水 道 課 長	菊 池 明 敏君
花巻市上下水道部 業 務 管 理 課 長	瀬 川 光 雄君
紫波町水道事業所 営 業 サ ー ビ ス 室 長	俵 正 行君

午後 3時10分 開会

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） それでは、本定例会は岩手中部水道企業団が発足して最初の議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で小原茂明議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。

小原茂明議員、議長席へよろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（小原茂明君） ただいま御紹介にあずかりました小原茂明でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより第1回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後 3時10分 開議

○臨時議長（小原茂明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（小原茂明君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（小原茂明君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りをいたします。8番及川誠議員。

○8番（及川 誠君） 指名推選で選出されるようお願いいたします。

○臨時議長（小原茂明君） ただいま、8番及川誠議員から指名推選により選出したいという御発言がありましたが、そのように取り計らってよろしゅうございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小原茂明君） 異議なしということですので、それでは推選をお願いいたします。8番及川誠議員。

○8番（及川 誠君） 星俊和議員を推選いたします。

○臨時議長（小原茂明君） ただいま、8番及川誠議員から12番星俊和議員を推選したいというのですが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小原茂明君） 異議なしと認めます。

よって、星俊和議員が議長に当選されました。

ただいまより星俊和議員の議長就任の御挨拶があります。どうぞ。

○議長（星 俊和君） ただいまは、当企業団の議長に選出いただきまして、まことにありがとうございます。お礼を申し上げます。

議員の皆さんが御存じのとおり、私はいまだに未熟者でございます。皆様のお力添えをいただきながら岩手中部水道企業団発展のために頑張りたいと思いますので、皆さんの御支援をよろしくお願い申し上げます。議員の皆さんのお力添えがあつてこそ、そして当局の御指導、御鞭撻があつてこそ議長職が務まるものと思っております。

よろしくお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、議長就任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○臨時議長（小原茂明君） それでは、星俊和議員、議長席にお着き願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（星 俊和君） 再開いたします。

日程第3 議席の指定

○議長（星 俊和君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席はただいま御着席のとおり指定します。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（星 俊和君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において指名いたします。

1番高橋勤議員、2番若柳良明議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（星 俊和君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙

○議長（星 俊和君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。5番松田議員。

○5番（松田 昇君） 5番松田昇でございます。

指名推選での選出をお願いしたいと思います。

○議長（星 俊和君） ただいま、5番松田昇議員から指名推選により選出したいという御発言がありました。そのように取り計らってよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 異議なしということですので、それでは推選をお願いします。5番松田昇議員。

○5番（松田 昇君） 小原茂明議員を推選いたしたいと思います。

○議長（星 俊和君） ただいま、5番松田昇議員から6番小原茂明議員を推選したいということですが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、小原茂明議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました小原茂明議員の副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（小原茂明君） ただいま副議長に御推挙いただきました小原茂明でございます。

副議長という大変重責ではございますが、何分にもふなれではございますけれども、今後とも精進してまいりたいと思っております。何分にも皆様方からの御支援、御指導のほどお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（星 俊和君） ここで、企業長から発言の申し出がありますので、この際これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第1回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、企業団運営に係る基本的な考え方について申し上げ、議員各位並びに構成市町住民の皆様の御理解と御協

力をお願い申し上げるものであります。

岩手中部地域の水道は、北上市、花巻市、紫波町おのおのの自己水源と岩手中部広域水道企業団水道用水で賄われ、増大する水需要に対処してまいりました。現在の水道を取り巻く環境は、人口の減少等に伴う給水収益の低迷等により一層厳しさが増しており、また昭和30年代から40年代に一举に整備した水道施設の大量更新や地震対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など、さまざまな課題に直面しています。

そのような中、北上市、花巻市、紫波町及び岩手中部広域水道企業団は、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより構成市町の水道使用者に対してより安全で安心な水道水を安定的に供給するため、岩手中部水道企業団を設立し、平成26年4月1日から岩手中部水道事業を開始することになります。構成市町及び企業団の施設、資産等を引き継ぎ、重要なライフラインである水道水の安定供給のため、水源や水道施設の適正な管理と施設整備を行い、水道事業の一層の健全化を図ってまいります。

平成26年度は、統合初年度になりますので事務事業の確実な引き継ぎ、水道広域化事業計画の推進、危機管理を含めた品質マネジメントシステムの構築などに取り組んでまいりたいと考えており、主な事務事業としては、メーター検針業務から電算処理、料金収納、滞納整理までの水道料金等徴収業務について、これまでの北上市、紫波町に花巻市を加え、包括的に委託するものでありますが、窓口サービスが低下しないよう、構成市町に各1カ所、お客様センターを設置して対応いたします。また、水道管路情報を管理しているいわゆるマッピングシステムについては、今までのシステムを一つのシステムに統合し、管路全体を効率よく管理できるように構築してまいります。

主な建設改良事業は、紫波町古館浄水場の建設に取りかかりますし、北上市和賀川浄水場は完成に向けて工事を進めてまいります。また、安定供給に向けたバイパス管の工事に着手し、花巻市東和地区への送水管と配水池の設計を計画しております。

配水管等の更新につきましては、3市町合わせまして51カ所、延長約29キロメートルを計画しており、老朽管の更新を進めてまいります。

以上、平成26年度の主要計画事業等を申し上げますが、新企業団といたしましても、これまでに引き続き、議員各位並びに構成市町住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

○議長（星 俊和君） 日程第7、発議案第1号、岩手中部水道企業団議会会議規則の制定についてを議題といたします。

本件については、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 一般質問

○議長（星 俊和君） 日程第8、一般質問を行います。11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 私は、4月からの統合水道事業に当たり、企業長としての決意と広域水道整備計画における問題点への対応について伺います。

企業長の決意につきましては、おこがましいと思いましたが、当初、統合開始に際しての方針等を聞く項目がないというふうに判断したものですから、あえて決意を伺う通告をしたわけです。しかし、今ほど方針を伺いましたが、私は改めて安心・安全の水道事業に対する企業長の決意を伺うものであります。

いよいよ4月から、北上市、花巻市、紫波町を構成市町とする統合水道事業がスタートいたします。統合水道事業については、長い時間をかけて議会でも議論をし、特別委員会も設置をして調査、研究をしております。企業長を初め、関係当局も努力を重ねてまいりました。

今、水道事業は一定の区切りの時期を迎えているものと思います。しかしながら、解決すべき課題、問題点は山積をしております。水道事業で何よりも重要なのは、言うまでもなく安全でおいしい、しかも安く安心して飲める水であります。これが水道事業の原点であり、市民や住民が最も求めるものと考えます。4月からの統合水道事業開始後も、これは全くゆるぎないものでありましょう。そこで、企業長に伺います。

統合水道事業開始に当たり、この安全・安心の水づくりにどのような決意を持って当たろうとされているのか、最高責任者としての立場でお答えをいただきたいと思っております。

2つ目は、統合後の整備計画で上げております現状の問題点についてであります。4点伺います。

1つは、水質悪化や水量不足が生じている地域がある一方で、現在休止中であるが、再開可能な水源のある地域もあり、圏域内での水需給の不均衡が生じているという点であります。この水需給の不均衡解消の取り組みと見通しはどうかという点でございます。

2点目は、水質検査体制が一部整備されていない状況があり、効率的に水質検査の共同化を推進する必要があることと、有効な水源確保が緊急の課題と指摘しておりますが、その内容と今後の対応をどのように考えているのか伺います。

3点目は、災害対応、事故対応、いわゆる危機管理対策についてであります。計画書では、東日本大震災の際の施設被害、断水、停電、燃料や資材確保の困難性などを指摘し、事業体間の協力体制強化の必要性を述べております。すなわち、施設の機能、緊急時の初動体制、情報収集、監視、指示の即応などの体制が瞬時にとれるのかどうかを問題点として上げているものと思います。今後計画されるだろう送水管のループ化も含めて、これら危機管理対策をどうとろうとしているのか、具体策と見通しについて伺います。

4点目は、維持管理の中で担当する専門的で経験豊富な職員が減少していることから、将来にわたり技術管理や給水サービスの水準を維持するため、高度化、多様化する水道の課題に対応できる職員を確保していく必要があると述べていますが、専門職、技術職員の育成、確保をどう図っていくのか、対応策について伺います。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

水道は、住民の生活や経済活動を支える重要なライフラインとなっています。統合により、給水人口は北上市、花巻市、紫波町合わせまして約22万人、給水戸数約8万4,000戸への水道水の供給を担うこととなります。水道が住民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることにかんがみ、水源や水道施設の管理並びに水の適正かつ合理的な使用に関して必要な施策を講じることが水道事業者の責務であると考えます。

また、統合水道事業を経営するに当たりましては、長期的な見通しに立って策定いたしました水道広域化事業計画を着実に推進していくとともに、危機管理を含め、品質マネジメントシステムを構築し、安全・安心な水道水を安定的に供給してまいります。

次に、水需給の不均衡解消の取り組みと見通しについてであります。岩手県が平成25年3月に策定しました中部圏域広域的な水道整備計画において、水需給の不均衡が問題点として上げ

られています。これは、地震等による原水水質悪化や渇水による水量不足が生じる地域がある一方で、現在休止中で再開可能な水源のある地域もあるということでもあります。

構成市町においては、紫波町は自己水源と企業団受水持ち分量をほぼフル稼働している状況で、花巻市東和地区の一部でも水量不足の時期がありました。一方、北上市は地下水と表流水を水源としていた和賀川浄水場を休止していました。岩手中部水道広域化事業計画では、その対策として、和賀川浄水場は休止していた地下水分1日3,600立米を再開するべく、平成26年度半ばの完成を目指して建設しております。これが稼働しますと、現在岩手中部浄水場から北上市へ送水している水量を減らし、その分、紫波町へ振り向けることが可能となります。また、東和地区へは北上エリアから送水する計画があります。これまで、水利権の関係で許可を受けた市内でしかその分の使用が認められませんでしたけれども、水道事業統合により市町の境を越えた運用が可能になるものであります。

次に、水質検査の共同化についてであります。既に中部圏域の企業団構成市町と西和賀町は、岩手中部浄水場にあります岩手中部水道水質検査センターで検査を受託して行っています。また、隣の胆江広域圏の奥州市、金ケ崎町、用水供給事業を行っている奥州金ケ崎行政事務組合からも受託しています。今後も共同検査を行い、水質管理水準の向上を図ってまいります。

また、水源確保策については、給水人口の減少により需要水量が減少する見込みであり、その推移を見ながら、既存の水源の中から安定して良質な水源を中心に確保していく考えであります。

次に、災害対応、事故対応についてであります。大規模な地震や事故による断水や減水被害の防止や軽減を図るため、ハード面、ソフト面の対策を推進していく必要があります。広域化事業計画では、岩手中部浄水場からの送水管がこの地域の西側を南北に結ぶ単一ルートになっていることから、途中で事故があっても安定供給できるようにバイパス管を整備し、将来のループ化を計画しています。

まずは、北上市藤沢配水池から北上川にかかる中央橋を通過して花巻市東和地区に至る広域南部幹線を平成29年度を目標に整備する計画です。次に、現在の企業団送水管から花巻市石鳥谷地区を東に向かって通り、北上川を渡って花巻市三竹堂配水池へ至る広域北部幹線を平成32年度ごろを目標に整備する計画です。その後、広域南部幹線と広域北部幹線を北上川東側で南北に結ぶ送水管を整備していく計画であります。

耐震化については、現在進めている経年管の更新や新設は耐震管を使用していますし、浄水場や配水池の基幹施設についても計画的に耐震化を推進してまいります。

電源確保については、主要施設については自家発電設備や複数の変電所から受電することで対応しています。

事業体間の協力体制については、市町の災害対応に当たっては、水道部門を企業団が担いますので、構成市町と緊密な連携を図って対応していきます。また、全国の水道事業者で組織する公益社団法人日本水道協会並びに同協会地方支部や県支部を通じた応急給水、応急復旧等の相互応援体制がとられていますので、今後も事業体間の協力体制を維持してまいります。

次に、専門職員、技術職員の育成、確保の課題とその対応策についてですが、本年4月の事業開始時は、構成市町からの派遣職員を含め、72名の職員体制で業務を行う予定であります。職員のほとんどは、経験の多少はありますが、これまで水道事業に従事した職員であり、当面は業務に支障がないものと考えております。しかしながら、将来にわたって給水サービスの低下を招かないよう万全の体制をとる必要があります。

課題といたしましては、職員の年齢層において20代、30代の割合が少ない傾向にあります。これにつきましては、職員定数の適正化を図りつつ、退職者の補充、派遣職員の派遣元への引き上げに伴う補充など、職員採用計画を策定し、各世代間の偏りをなくすよう技術者の確保に努めてまいります。

また、技術者の養成については、職場内研修、日本水道協会等水道関係機関が主催する技術研修会に参加し、水道技術者相互の情報交換を図るなど、技術者の養成に努めてまいります。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 答弁いただきましたが、再質問をいたします。

最初の安心・安全、これに対する考え方でありませけれども、計画を推進、それから住民のそうした要求に応じていくということは当然だと思いますが、この安心・安全は、やっぱり言われるとおり、福祉増進、健康増進、これと一体のものだろうと私は考えます。それから、安くおいしい水、これも住民が求めるものでありまして、この経済性、それから何よりも信頼性ですよね。高くてまずい水では、これはどうしようもないというか、離れてしまうわけですから、やっぱり経済的に配慮して、しかもおいしくて安全な水だということだと思いますね。これはやっぱり企業団できちんと責任を持って、住民との信頼性を本当にやっていくことによって、私はそれが維持できるだろうというふうに考えますので、新しく企業団がスタートするに当たって、やっぱり住民福祉を向上させるというこの観点でやっぱり今後も、あるいはより強化していくと、事業を充実していくということの立場に立っていただきたいというふうに思

いますので、改めてもう一度決意をお伺いします。

○議長（星 俊和君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） それでは、お答えしたいと思います。

再々申し上げております品質マネジメントシステムというものの基本的な考え方は、顧客本位ということであります。お客様がどうしたら満足していただけるかということでありますので、しっかりとお客様の反応等を捉まえた上でニーズを把握して、その対策としてのマネジメントシステムをつくっていくということになるということであります。

かといって、今までマネジメントシステムがなかったかということ、そうではないということ、北上市、それから花巻市、紫波町、そして広域水道企業団、それぞれにマネジメントシステムを持っていたわけであります。今度はそれをよく分析した上で、さらにはこれから整備しようとする新しい施設、設備等がありますので、それも踏まえた上でお客様の満足のいく品質を確保していくというのが新しいマネジメントシステムの考え方ということでありますので、これは早急に整備をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） それはわかりました。

それから、次の点であります、水源確保についてであります。

ループ化の計画も話がありましたが、この水源確保、今後も極めて少量の水源とか、あるいは老朽化している浄水場、それはやっぱり廃止をしたり、あるいは改善をしたりということですが、和賀川浄水場、今年度の半ばにできると。それから、紫波の古館浄水場も新しくされる計画と、それはそれでいいと思うんですが、災害対応ということを考えていきますと、やっぱり水源ね、今ある水源をできるだけ残すということが私は大事ではないかなというふうに思うんですよ。

西側のバイパスね、お話ありました。当面はこれ1本なわけですよ。確かに耐震化される管は使うと思うんですが、今の災害、何起きるかわからないですよ。これが切れたらどうするのだということになっていきます。ループは平成32年っておっしゃいましたか。あと20年もかかる計画ですよ。しかもまだ具体化されていない、この32年もどうなるかちょっと見通しまだ立っていないでしょう。ですから、このループ化まで相当な時間があるので、西のバイパスだけでも、これはなかなか大変。しかも和賀川浄水場からの水を融通するというので、紫波さんまでも届けるということですからね、この管に頼っている状況なわけですよ。

そういう中で紫波の水源を減らしていく、縮小していくというふうになった場合、今も良質な水が出る場所もありますよね。まあ老朽化したり、私も見てきましたが、ちょっと大変だなというところはありますけれども、できるだけああいう水源を確保しておかないと、事故とか災害のとき、その水確保に私はやっぱり大変な状況になっていくんじゃないかというふうに思いますので、計画ではいろいろ、私たちも特別委員会をやって調査をいたしましたけれども、これはやっぱりできるだけ残すというようにまず私はすべきだというふうに思いますが、この点について再度お願いしたいということと、それからバイパスというか、今度東和のほうですね、大迫はちょっとなかなか距離的にも大変なので、東和までの点をおっしゃいました。

北上川の東側をずっとパイプをつないで、結局はループ状にするというのが将来の考え方のようでありますけれども、この東和のほうも、現在は土沢とか晴山にありますよね。これは500トンとか、日量ね、100何トンとかというちゃんと水量を保っているわけですが、ただ老朽化しているのもそのとおりですが、こういうところをやっぱり何とか施設を改善して残せないのということです。将来はポンプアップするんでしょう。ポンプアップするという考えですよ、向こうが高いわけですから。統合浄水場ができた場合でも、ポンプアップすれば、今の北上川の浄水場、花巻分も、将来はあそこを廃止することなわけですから、その分東の方には送ることなんです、これもね、ポンプアップする動力費とかさまざまコストを見ますと、私は今のある水源をやっぱり確保しておくべきじゃないのかというふうに思うんですけれども、まずこの点についてどのようにお考えか、答弁をお願いします。

○議長（星 俊和君） 事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） それでは、お答えいたします。

最初の水源確保の関係でございますけれども、これは議員おっしゃるとおりですけれども、いわゆるループ化、この事業計画が進むまでの期間、当然相当の期間を要します。したがって、この計画の中にございます廃止の時期、こういったものが一つのポイントになってくるのかなというふうに思います。これは、今後統合してからになりますけれども、再度水源の調査は必要があると思います。その上で、その廃止の要件、あるいは時期を、その事業の進捗状況を見ながら決定していくということが必要だと思っております。ですから、一概に計画にあるものを即廃止ということではなくて、当然災害はいつ来るかわかりません。ですから、維持管理できるものはそういう選択もあるというふうに思いますし、そしてそのループ化の環境が整ってきた時期に、果たしてその時点でその水源が必要かどうかという判断をしていくというような進め方が必要かというふうに思っております。もちろんそれは災害対応についても同じ

考えでございます。

それから、あとバイパス管についてでございますけれども、これは南部幹線のほうで東和のほうにポンプアップして持っていくという計画でございます。これは、やはり今、現状として実際に水量不足、あるいは水枯れ等が起きている中では、今の南部幹線あるいは北部幹線をやっぱり早急に実施していく必要があるかと思えます。そして、なおかつ今のその施設が維持補修、あるいは改修で使えるということであれば、それも含めた計画を見直していくということも必要だと思います。ただ、今の現状では、やはり安定供給するという目標に向かっては、ポンプアップして持っていくということをまず進めたいと。ただ、その先にある施設が今どういう状況になっているのかということもあわせて調査しながら、その具体的な計画を練っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 見直しもあり得るということですから、そこは十分、計画どおりしゃにむにとということではなくて、やっぱりできるだけ水源は、湧水とか地下水というのは非常に私は大事な資源だというふうに思いますのでね、その辺は十分検討を重ねていくべきだというふうに思います。紫波町も片寄とか小山沢とか大明神、500、600の水量があるわけですから、見てきましたから、非常にきれいな水だというふうに思いますので、その辺もやっぱり考慮していくべきだというふうに思います。

危機管理の問題に移ります。

先ほどの議会、88回の議会のほうでも事務所のそれについては聞きましたが、今度、ちょっと外部のほうのことについて聞きたいと思えますけれども、東大震災では給水活動が非常にやっぱり重要な活動になってきているわけですが、あそこに拠点がある、事務所があると、そういう給水車への対応とか、それから情報発信、受ける、発信する、そういうものが即応できるのかどうか、私非常に心配しているんです。

統合浄水場はいずれ藤沢のところ、今、配水池がありますけれども、あそこは将来やっぱり拠点になるんだというふうにずっとおっしゃってきていましたから、やはりね、そこを視野に入れた事務所の設置というのはどうしても私は切り離せないだろうというふうに思いますので、その危機管理は分散してでもやるということのようなんです、それで本当に即応できる、初動体制がとれるのかどうかということですよ。

私はさっきも言いましたように、事務所のそういう機能、監視機能が本当にどうなっていく

のかということもちょっと心配していますけれども、ですから、そのうちそのうちではなくて、やっぱりこれはきちんと方針等、計画等、タイムをはかるような形で進めていかないと、いざというときのそうした災害に対応できなくなってしまうという状況も起きるのではないかと思いますので、先ほどと余り重なることは述べませんが、事務所の周辺のそうした給水関係とか、それからさまざまな資材とか、あそこのスペース的なこともありますよね。それに本当に対応できるのかどうかという、そういうあらゆるやっぱり角度から見ていく必要があるというふうに思いますので、この点についてもう一度お願いをしたいというふうに思います。

○議長（星 俊和君） 事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） それでは、お答えいたします。

まず、給水活動をまず目的とした、例えば事務所の位置関係というものはどうあるべきかということもございますけれども、まずもって、これまでも災害対応につきましては、企業団もそうですし、各構成市町につきましても、やはりそれぞれのいわゆる庁舎から水道施設への連携をとりながら実際に災害に対処してきたということがまず事実でございますし、これは仮にどこの場所に事務所が移ったとしても、これは施設が1カ所に集中することではなくて、今現在、やはり施設を有効に使うということには変わりはないわけでございますし、そういったマニュアルは今もございますし、これが統合されてからも、これはそのまま使わせていただきますし、なお、この施設整備する段階で、これからの整備計画の中で、ある計画の中で、事務所の位置とかそういったものが判断されるかどうかということがポイントではなくて、まず今の施設、そして今花巻さんの交流会館を設定したというのは、この3市町の中で一番条件が整っている、いわゆる地理的、それからあるいは駐車場スペースとか、あるいは非常用電源とか、そういった全体からの判断の中であそこにしましょうという形で説明してまいりました。ですから、まずそこを起点に考えさせていただきたいと思っておりますし、ですから今の危機管理のマニュアルについては、このまま使っていきます。そして、不足な部分は当然あるかと思っております。それをこれから何が足りないのか、正直言って、例えば物が足りないのも事実です。これは今までもそういうことはありました。災害時に対応するための消耗品とかそういったものが、現実的に担当職員のほうからしてもこれが足りない、あれが足りないねといった部分もございました。そういったこともまず必要でございます。それから、あと初動体制の部分につきましても、そういったいわゆるマニュアルができておるわけですから、例えば配水池がどういう状況になっているかというのを、これまでもそれぞれの事務所のほうに連絡が入ってきてお

ります。ですから、これが例えばもう少しハイレベルで、先ほども申し上げましたけれども、集中監視というふうな形で見れば、それはそれにこしたことはないわけで、そういったレベルアップは当然必要だと思いますけれども、それが今すぐ設置が必要かということになりますと、まずもって今の施設をどのような形で危機管理していくか、それぞれの構成市町が持っているノウハウをまずは集めたいと。今でも職員は動けると思います。ですけれども、まず誰でも1冊を見ればわかるというものをまずつくっていきたいというふうに考えております。ですから、今お話しのとおり、どこにあれば危機管理が100%できるのかということではなくて、今ある施設を、一番今いい施設を選択したわけですから、今後の施設整備計画の中ではもちろん議論はさせていただくことになると思いますけれども、今の現状の中でそういったノウハウをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 水かけになってしまうかもしれませんが、私はベストじゃないと思っているからお話ししているんです。やっぱりどうしても距離があるということね。3市町の真ん中にあるという意味だけでは、私は別に機能を果たせるとは思っていない。やっぱり施設のセンター的なもの、拠点というものはやっぱりあるだろうと。それはやっぱり浄水場であって、水道の場合はね、そういうやっぱり施設を中心とした情報発信というのは当然出てくるわけですから、できないことはないでしょう、それは。ですから、即応体制と、それからさまざまな情報収集等を考えていけば、やっぱり施設ときちんと一体となって考えていかなくちゃならないんじゃないですかということです。それからいろいろな機材がまだ、4月ぴったりに整うということでもないようですから、その辺も私はやっぱり危惧をしているということですので、これ以上言ってもなかなか今、どうのこうのというのは出ないと思いますので、前の議会でも答弁は同じになっていましたので、改めてこれはまた今後の取り上げる課題にしていきたいなというふうに思っております。

最後の点になりますが、専門技術職員の育成確保についてであります。

4月から72人体制になりますね。派遣も何人か採用されるということでありました。非常勤もですよ。派遣でも、それなりの技術を持ったり経験があったりという職員もいるかというふうに思いますが、何分やっぱり不安定な要素はあるということになりますと、今後は企業団という職員の一体感でこれから進んでいかなくちゃならない。そうしますと、やっぱり将来的にそうした派遣ではなくて、あるいは非常勤ではなくて、きちんと職員も将来性を持って働け

る、安心して働ける、そうした状況をつくっていかないと、この専門とか技術者というのは育成はなかなか難しいのではないかと。そういう処遇をきちんとやっぱり明確にしていく中で、この専門、それから技術職をきちんと確保するということが私は大事ではないかなというふうに思いますので、この点についてお聞きします。

○議長（星 俊和君） あらかじめ申し上げます。会議時間を延長いたします。事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） 技術職員の養成についてでございますけれども、これは先ほどの答弁の中でもお話ししておりますけれども、幸いにも今度の4月1日に向けては、ほとんどの職員が経験者ということでスタートできるというのを大変ありがたく思っておりますし、それから不足の派遣職員につきましては、これにつきましても各構成市町のいろいろ御配慮をいただいておりますのでございまして、間もなく発表されるかと思っておりますけれども、まだその状況についてはお話しできる状況ではございませんけれども、まずそれ以前に、この派遣というのは、あくまでも暫定ということでございます。ですから、本来やっぱり企業団自体がそういった職員を採用し、養成していかなければならない、これは当然だと思っております。

先ほど、人数的にはそういったことでおおむね整っているという話をしましたけれども、例えば年齢構成ですね、年齢がどのような状況になっているのということになりますと、やはり結構一時期に集中するような部分もございます。ですから、こういったところを見据えて採用計画は立てていかなければなりませんし、そして先ほど処遇の話もございましたとおり、やはり今回御希望していただいた職員の皆さんは、いろいろな職種を経験した中で水道を選んでいただいたと。選んでいただいて生涯の仕事にしたいというふうに考えた方々です。そういった方々が一堂に集まって将来のこの広域の水道像というのを考えていくということは、それ自体、必然的にレベルが上がっていくものと思っておりますし、それを底上げする意味でも、採用計画をしっかりしていかなければならないというふうに考えております。

それから、4月1日当初、これは先ほど非常勤というお話がございましたけれども、当然職員だけでは不足の部分もございます。ですから、これまでお願いしてきた非常勤職員につきましては、これは技術的に特にそういう経験者ということでお願いしてきた経緯などもございます。これはそれぞれの職場の中でいろいろ相談しながら、必要な部署には今までどおり配置していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（鈴木健二郎君） 終わります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員の一般質問を終結いたします。

日程第9 議案第1号 岩手中部水道企業団公告式条例の専決処分について

日程第10 議案第2号 岩手中部水道企業団議会定例会条例の専決処分について

○議長（星 俊和君） 日程第9、議案第1号、岩手中部水道企業団公告式条例の専決処分について、日程第10、議案第2号、岩手中部水道企業団議会定例会条例の専決処分についての2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） ただいま上程となりました議案第1号及び議案第2号を一括で提案の理由を申し上げます。

最初に、議案第1号、岩手中部水道企業団公告式条例の専決処分についてであります。この条例は、地方自治法の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めたものであります。

次に、岩手中部水道企業団議会定例会条例の専決処分についてであります。この条例は、議会定例会の回数を定めたものであります。

以上2件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、1月6日付で専決処分したものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより議案第1号、議案第2号の2件について質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、岩手中部水道企業団公告式条例の専決処分についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号、岩手中部水道企業団議会定例会条例の専決処分についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

- 日程第11 議案第3号 岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例
- 日程第12 議案第4号 岩手中部水道企業団の休日に関する条例
- 日程第13 議案第5号 岩手中部水道企業団監査委員条例
- 日程第14 議案第6号 岩手中部水道企業団情報公開条例
- 日程第15 議案第7号 岩手中部水道企業団個人情報保護条例
- 日程第16 議案第8号 岩手中部水道企業団職員定数条例
- 日程第17 議案第9号 岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例
- 日程第18 議案第10号 岩手中部水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 日程第19 議案第11号 岩手中部水道企業団職員の休職の事由に関する条例
- 日程第20 議案第12号 岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例
- 日程第21 議案第13号 岩手中部水道企業団職員の再任用条例
- 日程第22 議案第14号 岩手中部水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 日程第23 議案第15号 岩手中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例
- 日程第24 議案第16号 岩手中部水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第25 議案第17号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例
- 日程第26 議案第18号 岩手中部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償条例
- 日程第27 議案第19号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第28 議案第20号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 日程第29 議案第21号 岩手中部水道企業団長期継続契約条例
- 日程第30 議案第22号 岩手中部水道企業団行政財産使用料条例
- 日程第31 議案第23号 岩手中部水道企業団職員互助会に関する条例
- 日程第32 議案第24号 岩手中部水道企業団給水条例

○議長（星 俊和君） 日程第11、議案第3号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例から日程第32、議案第24号、岩手中部水道企業団給水条例までの22件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君）　ただいま上程となりました議案第3号から議案第24号まで、22件を一括で提案の理由を申し上げます。

最初に、議案第3号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例についてであります。この条例は、水道事業経営を行うに当たり、給水区域、給水人口及び1日最大給水量並びに地方公営企業法で制定義務のある事項を定めたものであります。

次に、議案第4号、岩手中部水道企業団の休日に関する条例についてであります。この条例は、岩手中部水道企業団の休日を定めたものであります。

次に、議案第5号、岩手中部水道企業団監査委員条例についてであります。この条例は、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員による監査について定めたものであります。

次に、議案第6号、岩手中部水道企業団情報公開条例についてであります。この条例は、住民の知る権利を尊重し、説明責任を全うするため、保有する情報を公開することについて定めたものであります。

次に、議案第7号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例についてであります。この条例は、個人情報の適正な取り扱いの確保及び個人の権利、利益の保護について定めたものであります。

次に、議案第8号、岩手中部水道企業団職員定数条例についてであります。この条例は、岩手中部水道企業団職員の定数を定めたものであります。

次に、議案第9号、岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例についてであります。この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の処遇等を公表することについて定めたものであります。

次に、議案第10号、岩手中部水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてであります。この条例は、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続等について定めたものであります。

次に、議案第11号、岩手中部水道企業団職員の休職の事由に関する条例についてであります。この条例は、地方公務員法第27条第2項の規定に基づき、職員の休職について定めたものであります。

次に、議案第12号、岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例についてであります。この条例は、地方公務員法第28条の2及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年について定めたものであります。

次に、議案第13号、岩手中部水道企業団職員の再任用条例についてであります。この条例は、地方公務員法第28条の4の規定に基づき、職員の再任用について定めたものであります。

次に、議案第14号、岩手中部水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例についてであります。この条例は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒について定めたものであります。

次に、議案第15号、岩手中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例についてであります。この条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について定めたものであります。

次に、議案第16号、岩手中部水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてであります。この条例は、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務を免除する場合について定めたものであります。

次に、議案第17号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例についてであります。この条例は、地方公務員の育児休業に関する法律で制定義務のある事項について定めたものであります。

次に、議案第18号、岩手中部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償条例についてであります。この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、議会議員の報酬、費用弁償及び支給方法について定めたものであります。

次に、議案第19号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例についてであります。この条例は、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、企業長、副企業長、監査委員の報酬、費用弁償及び支給方法について定めたものであります。

次に、議案第20号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例についてであります。この条例は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、職員の給与の種類及び基準について定めたものであります。

次に、議案第21号、岩手中部水道企業団長期継続契約条例についてであります。この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約をすることができる契約について定めたものであります。

次に、議案第22号、岩手中部水道企業団行政財産使用料条例についてであります。この条例は、地方自治法第225条及び地方公営企業法第33条第3項の規定に基づき、行政財産の使用人から徴収する使用料及び徴収方法について定めたものであります。

次に、議案第23号、岩手中部水道企業団職員互助会に関する条例についてであります。こ

の条例は、職員互助会を組織することについて定めたものであります。

次に、議案第24号、岩手中部水道企業団給水条例についてであります。この条例は、水道法そのほか法令で制定義務のある事項並びに給水についての料金、給水工事の費用負担その他の給水条件等について定めたものであります。

以上で議案第3号から議案第24号まで説明を終わります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより、議案第3号から議案第24号までの22件について、質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、岩手中部水道企業団水道事業の設置等に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号、岩手中部水道企業団の休日に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、岩手中部水道企業団監査委員条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、岩手中部水道企業団情報公開条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、岩手中部水道企業団職員定数条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号、岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号、岩手中部水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号、岩手中部水道企業団職員の休職の事由に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号、岩手中部水道企業団職員の定年等に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号、岩手中部水道企業団職員の再任用条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号、岩手中部水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、岩手中部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、岩手中部水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、岩手中部水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、岩手中部水道企業団長期継続契約条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、岩手中部水道企業団行政財産使用料条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号、岩手中部水道企業団職員互助会に関する条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号、岩手中部水道企業団給水条例を採決します。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第25号 平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長（星 俊和君） 日程第33、議案第25号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） ただいま上程となりました議案第25号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算について、説明を申し上げます。

最初に、第2条の業務の予定量について申し上げます。

年間総配水量は2,533万1,000立方メートルを予定しており、前年度の構成市町当初予算の合計額と比較して16万7,000立方メートルの減、率にして0.66%の減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業であります。原水及び浄水施設整備事業として12億6,329万5,000円、配水及び給水施設整備事業として8億6,692万7,000円、水道広域化促進事業として38億4,133万5,000円で施行しようとするものであります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益、水道事業費ともに59億4,604万4,000円となっております。

17ページ以降に明細を記載してございます。

給水収益は48億5,339万5,000円であり、水道事業収益の81.6%を占めております。本年度から新しい水道料金が適用され、消費税率についても8%が加算された料金となります。

一方、事業費では、原水及び浄水費として各浄水場の運転管理業務のほか、水利権一括更新申請書作成業務委託として1,360万8,000円を計上しているものであります。

20ページの配水及び給水費における委託料では、漏水調査、消火栓点検業務のほか、3市町内の管路台帳を統一するための水道管路マッピングシステム構築業務委託として2,674万8,000円を計上しているものであります。

同じく20ページの業務費は料金収納に係る費目でございますが、委託料においては、水道料金等徴収業務委託として、構成市町の料金システムを統一し、検針業務から収納、電算処理、滞納整理までを包括的に委託しようとするものであります。事業統合により北上市内及び紫波町内の事業所がなくなりますが、構成市町の各1カ所に料金業務の窓口を設置し、現在の窓口サービスが低下しないようにしようとするものであります。

21ページの総係費の旅費には、先進地視察に係る旅費を計上しております。また、印刷製本費には、広報誌の発行及び企業団設立記念誌の発行費用を計上しているものであります。また、負担金には、派遣職員の4,424万9,000円の負担金を計上しております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

本年度から新地方公営企業会計制度が適用されることに伴い、新基準に基づいて予算を作成しております。

水道事業収益においては、17ページの長期前受金戻入5億5,799万2,000円を計上しております。これは、これまで水道資産の取得のために資本剰余金として受け入れてきた国庫補助金等を減価償却に伴って収益化する科目でございます。

水道事業費においては、21ページの引当金繰入額4,171万9,000円及び22ページの特別損失3億7,223万2,000円を記載してございます。どちらも引当金の繰入額ではございますけれども、これは将来の特定の費用または損失であって、その発生が当該事業年度の以前の事象に起因して発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として貸借対照表に計上し、当該事業年度の負担に記すべき引当金を費用に計上しなければならないということになったことによるものであります。当企業団においては、職員の退職手当引当金、賞与引当金及び貸倒引当金が該当します。今回の制度改正によって、本来認識しなければならない収益、費用を発生時点で全て計上することにより、真の損益構造

が明らかになります。

また、これまで借入資本金として資本金に計上されていた企業債が負債に計上されることになり、13ページの予定貸借対照表にございますように、1年以内に償還しなければならない企業債が流動負債に、それ以外の企業債が固定負債に計上されることになりました。従来の貸借対照表よりも資本が減り、負債がふえますけれども、これにより事業体の真の資産状況が明らかになります。ただし、この会計基準改定による現金の増加減少は一切生じないことになっております。

また、従来の資金計画書にかわり、7ページの予定キャッシュフロー計算書の作成が義務づけられることになりました。当企業団においては間接法を採用しております。

続いて、第4条、資本的収入及び支出の詳細につきましては、23ページ以降に記載しております。

収入総額は54億7,790万円で、内訳は企業債29億360万円、出資金9億8,814万4,000円、国庫補助金14億4,480万円となっております。国庫補助金のうち、12億4,280万円は水道広域化施設整備に対する補助金で、2億200万円は古館浄水場の高度浄水施設整備に対する補助金であります。

次に、24ページの支出についてであります。支出総額は76億7,390万円で、建設改良費が60億1,390万円、企業債元金償還金が16億6,000万円となっております。

建設改良費の内訳につきましては、原水及び浄水施設整備事業として古館浄水場整備事業ほか、浄水施設の更新や岩手中部浄水場の小水力発電基本設計業務を施工しようとするものであります。

配水及び給水施設整備事業においては、水道広域化促進事業の国庫補助の対象とならない配水管の移設や更新を施工しようとするものであります。

水道広域化促進事業につきましては、和賀川浄水場建設工事3億7,699万2,000円のほか、老朽管の更新及びバイパス管の布設工事を施工しようとするものであります。

営業設備費の主な内容といたしましては、水道管路マッピングシステムの購入及び水質検査機器の更新であります。

以上の結果、1ページの第4条に戻りまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は21億9,600万円となりますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億1,877万6,000円と過年度分損益勘定留保資金18億7,722万4,000円で補填しようとするものであります。

第5条、継続費につきましては、本年度から平成27年度にかけての2カ年で片寄配水池増設工事を3億4,656万円を施工しようとするものであります。

第6条、債務負担行為につきましては、本年度から平成31年度までの6年間、水道料金徴収業務を14億8,014万円を限度額として委託しようとするものであります。

第7条、企業債につきましては、配水整備及び浄水設備事業として29億360万円を限度額とするものであります。

第8条、一時借入金につきましては、5億円を限度額とするものであります。

第9条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第10条に定める経費、職員給与及び交際費以外の同一款内の間の流用をすることができるとするものであります。

第10条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費と交際費について記載してございます。職員給与費につきましては、8ページの給与費明細書のとおりでございます。

第11条、構成市町からの補助金につきましては4,422万1,000円であり、国が定める繰り出し基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に対する繰り出し額を記載してございます。

第12条のたな卸資産購入限度額は9,921万9,000円とし、修理用資材及び水道メーターの購入に充てるものであります。

以上、御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。9番高橋進議員。

○9番（高橋 進君） 9番高橋です。

ただいま御説明をいただきました26年度予算につきましては、従前、前年度といたしますか、25年5月2日に全員協議会をやっておりまして、前の企業団においてですね、その際に長期の財政収支計画をお示しいただいておりまして、ある程度これがベースになり得るものかなというふうに捉えておりましたですが、いざ御説明をいただいたり、あるいは予算書を拝見しますと、主要な内容についても若干といたしますか、数字の乖離が気になる部分があるので、これらが前年度の5月の時点で作成したものと今回御提出いただいている予算を編成するに当たって、これこれの事情でやっぱりこういうところが変わったんだというところがあれば、その辺をお知らせいただきたいということと、特にも数字の乖離が気になる部分が幾つかありまして、1つは減価償却費なども財政収支計画で出ていた数字と結構違うので、変更、変動に至る理由がもしあればお聞きをしたいということ、それと修繕費なども同様に、結構違って見えるので、

こういったところを伺いたいというふうに思います。

それと、18ページに、これは財政収支計画との整合性とは別の質問ですが、18ページの原水浄水費の21節の動力費 2億1,400万を計上なさっていますが、いわゆる事業体としての損益を健全なものにして運営していくという意味では、経費の節減はやはり必要な内容なんだろうと思うんですよ。その上で、この動力費の部分について削減させていくための手だてを何かしらお考えになっているというところがありやなしや、その辺を伺いたいと思います。

○議長（星 俊和君） 事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） それでは、お答えいたします。

まず、財政収支計画と、それから予算の数字の乖離の部分でございますけれども、まず大きくは、財政収支につきましては税抜きで表示してございます。それから、予算については当然税込みということで、そこで一目して違うわけですが、それだけではなくて、いろいろなところで乖離が見受けられるということでございますので、1つにはといたしますか、今年度、26年度統合スタート時に係る費用、この部分について、いわゆるこの計画において十分に正直言って把握されておらなかった部分がございます。ですから、この統合関連、スタート時に必要な事業費、備品も含めてでございますけれども、そういったところが、ほとんどまずそこが違っていることは確かでございます。

それから、あと先ほど動力費の関係もございました。動力費につきましては、昨年電気料金が値上がりしてございます。ですから、今年度の見積もり額もかなり上乘せになってございます。動力費につきましては、かなり大きい開きがございます。当初の去年までの単価から比較しますと、大分上回っているということで、今年度の事業費にも計上させていただいておりますけれども、小水力発電を今検討させていただいております。議会の中でもいろいろ御審議いただいておりますけれども、平成26年度においてその方針を皆様と一緒に御協議させていただきたい。去年まで準備を進めてまいりました。そしてこの後、いわゆるどういう使い方といたしますか、例えば全部売るほう、要するに売電に持っていか、あるいは自家消費に持っていかばいいのか、そういったところの判断を出せるまでの材料を26年度、その委託費の中で皆さんに資料を提供できるように準備したいというふうに考えております。それによって、例えば将来、動力費の部分については大幅な軽減ができるかどうか、そういったところも大きなポイントになるのかなというふうに考えてございます。

減価償却の部分ですけれども、会計制度の見直しによりまして、償却の部分を補助金、それから減価償却するか任意だったものが、全て償却しなければならなくなったというところによ

るものでございます。

○議長（星 俊和君） 9番高橋進議員。

○9番（高橋 進君） 御答弁いただきました。減価償却の部分は了解します。ただ、先ほど触れませんでしたけれども、財政収支計画から見たときに、特損、特別損失が大分これも乖離があるので、特にこれがこれ以降の年度における予算なり、あるいは決算に対して影響が出てしまうのではないかというふうな懸念を抱いてしまうんですが、その辺についての御見解を伺っておきます。

○議長（星 俊和君） 事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） 引当金の関係につきましては、退職手当の部分が大変大きくございまして、これが会計制度の見直しでその部分に充当しなければならない、充当といたしますか、充てていかなければならないというふうに変ったという部分で、この部分が大きい状況でございます。退職手当の部分が大きいです。

失礼しました。1つ漏らしておりました。来年度以降はどうなっていくのかということでございますけれども、これは今回、一括計上したことになりますので、次年度以降については計上されないということになります。

○議長（星 俊和君） よろしいですか。

11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 3点ほど伺います。

収益的収入のところで加入金、前年度とこれは単純には比較はできないんですが、35.5%の伸び率になっておりますが、加入がふえていく見込みはどういう理由によるものかということが1つ。

それから、その下ですね、県工業用水受託収入、これも3割ほどふえております。これは、北上でも工業用水を使っている工業団地、あるいは使っていないところがあるわけですが、これふえているんですけれども、どういうふうな見込みなのかということが2点であります。

それから、給与費でもいいですか。構成市町によって給与についてはそれぞれ給与表があるわけですが、新しく企業団の職員になった場合、これまで企業団の職員でなくて構成市町の職員が企業団の職員になった場合のこの給与表の、何というんでしょうか、均等化というんでしょうか、例えば企業団の職員になったことによって低くなったりということはあるのかどうかですね。ある場合は、どういう補填措置をとるか、あるのかどうかですね、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（星 俊和君） 事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） まず、順番はちょっと逆になりますけれども、給与費の関係でございますが、これは検討段階から企業団、それから各構成市町の給与表を見合わせながら、要するに低いところに設定するという事は考えてございませんでした。したがって、基本的には今のいわゆるそれぞれの職員の給与の額が下がるということはありません。現給保障はもちろん最初から、皆さん異動されてこられる方にはそういう条件でお示ししてございますし、ですから給与表につきましても、給与の中でこの後下がるとか、そういったこともありません。ですから、給与表の低いところを採用したということではありませんので、基本的には企業団の給与表をベースに検討をさせていただいております。

それから、あと加入金でございますけれども、これはまず消費税が5%から8%に上がるというところで増額になっていることが1点と、それから紫波町のほうで4条収入が3条収入のほうに切りかえられたための部分、これが合わせて加入金の分が増額というふうになってございます。

あとは、受託収入、これにつきましては水質検査についてでございますけれども、この部分につきましても、胆江地区、いわゆる県南のほうからの受託部分がかなりふえてございます。というのは、大分水質検査の精度が、北上といいますか、広域の精度が高いというふうに評価をいただいております、若干コスト的には高いんですけども、ぜひお願いしたいというふうなことで、引き続き予算計上したものでございます。

あと、それから工業用水の関係もございます。工業用水の管理費が増額になっているという部分もこの要因となってございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 加入金、したがって、加入戸数がふえるという状況ではなくて、消費税のほか、それから紫波の料金がえの点だということで、ふえる要素はないんですか。

県工水の受託収入はわかりました。

あと、給与ですが、したがって減ることはないということですが、今後、次年度もそれをベースにして、今後それを給与表ということで、それをベースにして給与が決定されるということではないのでしょうかということね。

それから、臨時、非常勤職員の給与基準はどこを、何を基準にしてやっておられましたか。

○議長（星 俊和君） 事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） まず、先ほどの職員の給与につきましては、議員お見込みのとおりでございます。来年以降もちろんベースを基準にやっていくということに変わりはありません。

それから、あと臨時・非常勤の賃金単価、これにつきましても、構成市町、企業団の現状を比較しまして検討させていただきましたが、ほぼ同じでございました。時間の捉え方、何時間で雇用するという部分は若干のずれがございましたけれども、単価に充ててみますとほとんど同じです。ですから、これはそのまま同じ単価を採用させていただいて、今後ともそれをベースに臨時職員、あるいは非常勤の採用計画を立てていきたいというふうに思いますし、非常勤につきましては、やはりその特殊性を考慮しながらお願いします。臨時職員については事務補助をベースに考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（星 俊和君） よろしいですか。

○11番（鈴木健二郎君） はい。

○議長（星 俊和君） そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第26号 岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し議決を求めることについて

○議長（星 俊和君） 日程第34、議案第26号、岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○岩手中部水道企業団事務局長（平野昌幸君） ただいま上程となりました議案第26号、岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し議決を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本議案は、平成26年4月1日に本企業団が岩手県市町村総合事務組合に加入し、本企業団に係る常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を同日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理をしようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号、岩手県市町村総合事務組合に加入することの協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第27号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

日程第36 議案第28号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

○議長（星 俊和君） 日程第35、議案第27号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について、日程第36、議案第28号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についての2件を一括議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（星 俊和君） 提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） ただいま上程になりました議案第27号及び議案第28号の岩手中部水道企業団監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

監査委員は、企業団規約第11条第1項において2人と定められており、同条第2項においていわゆる識見を有する者のうちから選任することとされております。

議案第27号で提案します本田潔氏は、昭和47年に北上市役所に採用され、商工課長、総務課長を歴任し、平成21年に商工部長を最後に退職され、現在、岩手中部広域水道企業団の監査委員として在職しております。

また、議案第28号で提案します戸來喜美雄氏は、昭和44年に花巻市役所に採用され、会計課長、農林課長、総務課長、農林水産部長などを歴任し、現在、花巻市監査委員、岩手中部広域水道企業団監査委員として在職しております。

両者とも長年にわたって培われた豊かな行政経験と人格、識見、人柄などいずれも適任と確信し、選任しようとするものであります。

何とぞ満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） この際、お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議ないものと認めます。

これより議案第27号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意されました。

これより議案第28号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意されました。

○議長（星 俊和君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって第1回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 5時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会臨時議長 小 原 茂 明

岩手中部水道企業団議会議長 星 俊 和

岩手中部水道企業団議会議員 高 橋 勤

岩手中部水道企業団議会議員 若 柳 良 明